

**令和5年度固定価格買取制度等の効率的・
安定的な運用のための業務
(北海道経済産業局の固定価格買取制度
等における事業計画実施状況等の
円滑な遂行に関する調査)
調査報告書 <概要版>**

2024年3月

株式会社道銀地域総合研究所

I 事業目的

本事業は、担当課の再エネ特措法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう、実際に起きている事象から因果関係を捉え、担当課の継続した業務体制構築に資する業務支援及び改善策の提案・実行・調査を行うことを目的とし実施した。

II 事業概要

- 第1章 再エネ特措法発電事業者の不適切事案等を含む問合せ・情報提供への対応
- 第2章 通報等に係る効率的・効果的な情報共有・進捗管理方法の調査及び提案
- 第3章 通報等対応に係る標準化に向けた調査及び提案
- 第4章 再エネ特措法認定事業計画における風力発電の調査設計
- 第5章 関係自治体との関係構築

III 結果

第1章 再エネ特措法発電事業者の不適切事案等を含む問合せ・情報提供への対応

【実施場所】

札幌第1合同庁舎4階（北海道経済産業局エネルギー対策課内）/株式会社道銀地域総合研究所

【業務概要】

担当課と必要な連携体制を構築し、地域住民、再エネ特措法関係事業者、自治体等から電話・メール等で寄せられる情報・問合せ、担当課からの情報提供及び担当課に寄せられた不適切案件情報等に関して対応した。

【結果】

問合せ等は令和5年4月～令和6年3月22日までに、計4,567件あった。中でも「通報等の内容が、担当課の所管業務でありホームページ等において公表されていない内容、若しくは、個別具体的な内容については、原則、担当課内の然るべき担当者が通報者に対して回答できるように情報収集・整理し、担当課の然るべき担当者に連絡・調整・依頼・確認等の対応」に関する問い合わせが最も多かった。

不適切案件については、下記の通りそれぞれ適切な対応を実施した。

	不適切と思われる案件の例と対応状況について
対応終了	・発電設備周辺雑草未処理、標識不備、柵塀不備といった設備関係の未整備に関する通報があり、事業者に改善行動を促し改善結果を確認済
	・発電設備の不備の相談あり、情報収集、整理し、担当課からの連絡、各関係機関へ調整等含め連絡済
	・事前相談無しでの発電設備設置に関する通報があり、情報収集、整理し、事業者に対して担当課から連絡済
	・ガイドライン違反に関する相談があり、情報収集、整理し、事業者に対して担当課から注意喚起済

第2章 通報等に係る効率的・効果的な情報共有・進捗管理方法の調査及び提案

【業務概要】

担当課の複数職員が、上記の通報等に係る通報等の内容、対応日時、対応方法、対応の結果等を常に把握出来るような情報共有・進捗管理の方法を調査し、再発防止に向けた業務改善プロセスについて報告書として提案した。

【結果】

＜情報共有・進捗管理方法の調査結果＞

調査の結果、効率的・効果的な情報共有方法としては、通報を対応した者が、各案件のやり取りの記録（一つのエクセルファイルにて、シート別でやり取り内容を全て記録、メールの場合はメール文面も記録）と、合わせて事業者情報や、位置関係（地図等）も合わせて調べたものを一本のファイルとし、案件毎のファイルを複数の担当者間で見られるように、「通報等フォルダ」に一括保管する。

進捗管理方法としては、「案件一覧表（案件名、対応状況等が記載された一覧表）」での管理と、各案件毎のファイル名に、「対応終了」等とファイル名からも進捗がわかるよう記録しておくことが望ましいことが明らかとなった。

＜不適切事案対応の業務改善プロセスについて＞

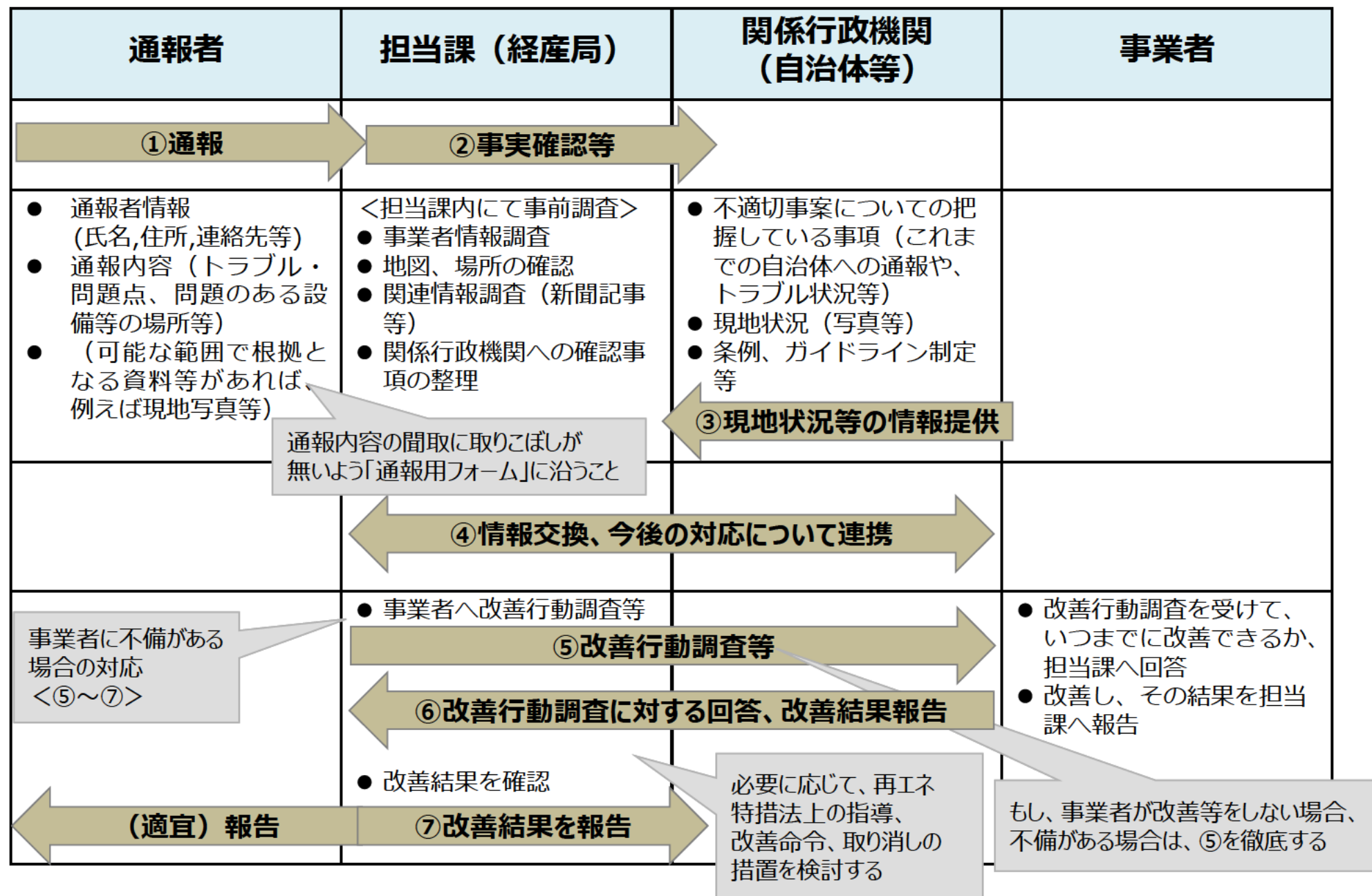
再エネ促進法発電事業者の不適切事案については、

1. 通報内容について取りこぼすことなく、「通報用フォームに沿って聞き取り」を行い、
2. 関係法令、条例・ガイドライン等に基づいて、「事実関係をしっかりと把握」した上で、
3. 発電設備が設置されている自治体をはじめとする「関係行政機関と情報交換、連携」し、
4. 不適切な案件については、「事業者に改善行動を促す等」

することが対応のベースとなる。

通報への対応の標準化、業務改善のプロセスとしては、次ページの図に記載した内容について確認等した上で、対応することを担当者間で情報共有することを提案する。

【不適切事案対応の業務改善プロセス⇒担当者間で共有すべき事項】



第3章 通報等対応に係る標準化に向けた調査及び提案

【業務概要】

再エネ特措法において求められる関係法令の遵守事項整理、通報等の種類、内容ごとに対応に要した時間、対応方法、通報等の類型化、課題解決の方策、活用したホームページ・資料・法令・条例・ガイドライン、調整方法、調整が必要となった自治体・関係機関等を取りまとめ、通報等への対応の標準化について検討・調査し、報告書として提案した。

【結果】

不適切案件についての標準化については、前述の通りだが、不適切案件の通報では無い一般的な問い合わせへの対応についても情報共有は必要である。

そのためにはよくある問い合わせ事項と対応について、担当者が事前に対応についての情報共有・認識をはじめ、業務効率化には、ホームページ等で確認してもらう為、ホームページの充実も必要となる。

また、事業者からの電話対応の標準化に向けて、どのスタッフが電話対応しても同様に聞き取りできるよう、事業者対応用電話メモフォームを用意し、記録業務の効率化、標準化をはかり、今後、適宜電話の内容をふまえ、使用しやすいようこのフォームの更新等作業も必要である。

【通報等の種類、内容別での対応等整理】

通報等の種類・内容	対応に要した時間	対応方法	通報等の類型化	課題解決の方策	活用したHP・資料・法令・条例・ガイドライン	調整方法	調整が必要となった自治体・関係機関等
一般的な問合せ	（問合せ内容によって異なるが）数日以上かかる場合もある	（問合せ自体も電話が多い為）主に電話で回答 特に事業者からの問合せ内容の聞取に取りこぼしが無いよう別途「事業者対応フォーム」を事前作成した上で、それに沿ってメモ取りを実施 特に電話での通報内容について聞取に取りこぼしが無いよう別途「通報用フォーム」を事前作成した上で、それに沿ってメモ取りを実施	一般的な問合せ	担当課で回答すべき事項は回答したが、既にHP上で説明の記載がある場合は閲覧を促し、専用問合せ先の案内等を実施	JPEA代行申請センター、再エネ特措法（FIT・FIP制度）及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関する問合せ窓口、電子申請上、システム操作に関する問合せ窓口、FIT・FIPの入札に関する問合せ先（入札実施機関 電力広域的運営推進機関OCCTO）等	業務効率化の為、既に説明の記載があるHPの閲覧を促す他、専用問合せ先への連絡先を案内した	-
不適切案件（①事業者の不備があった場合）	（案件内容によって異なるが）数日～数ヶ月以上かかる場合もある	電話・メール等	不適切案件（不備有）	状況確認、事業者情報調査、改善行動調査 等	再エネ特措法及び関連法令はじめ、発電設備の設置されている自治体で制定している条例、ガイドライン等	事前調査をふまえた上で関係機関とのやり取りを密に行い、事業者へ改善を促した	発電設備の設置されている自治体、所管する振興局等
不適切案件（②事業者の不備がなかった場合）	（案件内容によって異なるが）数日～数ヶ月以上かかる場合もある	電話・メール等	不適切案件（不備無）	状況確認、事業者情報調査等	再エネ特措法及び関連法令はじめ、発電設備の設置されている自治体で制定している条例、ガイドライン等	調査等の結果不備が無いことを確認	発電設備の設置されている自治体、所管する振興局等

再エネ特措法において求められる関係法令の遵守事項について整理した。

1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出
2	都市計画法に基づく開発許可
3	河川法に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可
4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出
5	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可
7	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可
8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はほた山崩壊防止区域内の行為許可
9	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為許可
10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続
11	農地法に基づく農地転用許可
12-1	森林法に基づく林地開発許可
12-2	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可
14	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出
15	自然公園法に基づく特別地域・特別保護区内の行為許可
16	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続(環境影響手続における事業名称)
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可

第4章 再エネ特措法認定事業計画における風力発電の調査設計

【業務概要】

北海道内にある風力発電設備の再エネ特措法認定事業計画（約2,000件）について、再エネ特措法及び事業計画策定ガイドラインに基づく事業計画・発電状況を確認するための調査設計を行った。

担当課と調査設計の方向性を調整した後、担当課が保有する認定時の資料等により全件の資料確認を実施した。

【結果】

認定時の資料等により全件の資料確認を行い、発電設備の設置場所等において、適切性に疑義が生じていると考えられる案件については、資料確認の結果及び調査設計の案を担当課に報告し、担当課の指示に基づき再エネ特措法発電事業者へ調査設計の実証を行い、その効果の検証結果を担当課に報告した。

第5章 関係自治体との関係構築

【業務概要】

再エネ特措法の施行以降、再生可能エネルギー発電設備の設置が進む中で地域の実情に則した再生可能エネルギーに関する条例・ガイドライン等を制定し、地域において適切に再生可能エネルギー発電設備が立地するための基準を整備している自治体が増加している。

不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、道内関係自治体との連携を図るための会議を開催し、開催結果について担当課に報告した。

【結果】

① 関係自治体との連携を図る会議の開催

担当課が再生可能エネルギーに関する条例やガイドライン等を制定している又は制定する意欲のある道内自治体と連携体制の構築を図るための会議の開催・運営の業務を行った。会議は計4回開催し、再生可能エネルギーの全電源種（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力）を対象に各回テーマを設定し開催した。任意の電源種とする場合は担当課と調整のうえ決定した。

② 開催テーマの検討及びテーマに係る情報収集

担当課と調整のうえ、国内先進事例の紹介にあたり文献調査をはじめ現地調査及びオンラインヒアリング調査を実施した他、海外先進事例紹介にあたっては、文献調査をはじめ現地調査を実施し、それぞれその調査結果を報告した。

第1回 地域再エネ車座ミーティング ～再エネ特措法と再エネ条例・ガイドラインに関して～

- ・開催日時：令和5（2023）年7月27日（木）14:00～16:00
- ・開催場所：TKP札幌駅カンファレンスセンター2F
- ・開催方法：事前参加申込制とし、オフライン及びオンラインいずれでも参加可とした
- ・参加対象：道内自治体
- ・参加自治体数：44自治体
- ・議事次第：1．開会挨拶 / 2．地域再エネ車座ミーティングの目的について / 3．再エネ発電事業の法的規制について / 4．事前に寄せられた質問等への回答 / 5．条例・ガイドライン策定に関する先進事例の紹介（資料提供） / 6．閉会

第2回地域再エネ車座ミーティング ～国内先進事例等～

- ・開催日時：令和5(2023)年10月12日（木）14:00～17:00
- ・開催場所：TKP札幌駅カンファレンスセンター2F
- ・開催方法：事前参加申込制とし、オフライン及びオンラインいずれでも参加可とした
- ・参加対象：道内自治体
- ・参加自治体数：23自治体
- ・議事次第：【第1部】1．開会挨拶 / 2．「地域と共生した再エネの大量導入に向けて」 / 3．国内先進事例の紹介 / 【第2部】フリートーク会

第3回 地域再エネ車座ミーティング ～令和5年度地熱開発に係る自治体連絡会議～

- ・開催日時：令和5(2023)年11月7日（火）13:30～15:30
- ・開催場所：TKP札幌駅カンファレンスセンター2F
- ・開催方法：事前参加申込制とし、オフライン及びオンラインいずれでも参加可とした
- ・参加対象：地熱関連自治体等
- ・参加自治体数：21自治体
- ・議事次第：1．開会挨拶 / 2．説明・報告（1）掘削技術専門学校について / （2）地熱発電の導入拡大に向けた経済産業省の取組について（3）蘭越町における蒸気噴出対応 / （4）蘭越町蒸気噴出へのJOGMECの対応について / 3．閉会

第4回 北海道再エネ車座ミーティング ～再エネ特措法改正、海外好事例～

- ・開催日時：令和6(2024)年3月22日（金）14:30～16:15
- ・開催場所：北海道経済産業局特別会議室
- ・開催方法：事前参加申込不要、当日参加可とし、オンライン方式で開催
- ・参加対象：道内自治体
- ・参加自治体数：31自治体
- ・議事次第：1．開会挨拶 / 2．法改正の概要 / 3．道内自治体との意見交換等 / 4．講評 / 5．デンマークにおける再エネの地域とのコミュニケーション、産業振興の実例について / 6．来年度の方針性 / 7．閉会